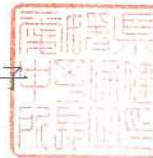


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市南高井町1337番地2
氏名 ABC開発株式会社
代表取締役 西口 泰宏
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日 令和 4年 8月25日
許可の有効年月日 令和 9年 7月17日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥(乾燥汚泥に限る。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県東温市山之内字古屋甲1388番1、甲1388番2、甲1388番3、甲1387番2

(面積) ①11.19㎡、②11.22㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①がれき類 以上1種類、②「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず」 以上1種類

(積替えのための保管上限)

①9.47㎡、②9.34㎡

(積み上げることのできる高さ)

①1.3m、②1.3m

(裏面に続く)

(裏 面)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 7月18日 (当 初 許 可)

平成12年 1月12日 (代 表 者 変 更 (旧 : 西口史訓))

平成14年 7月18日 (更 新 許 可)

平成16年 2月25日 (変 更 許 可 (木くず、がれき類 以上2種類及び積替え保管行為の追加))

平成16年 8月 7日 (代 表 者 変 更 (旧 : 徳田賢一))

平成17年 6月13日 (商 号 変 更 (旧 : 瀬戸内運送有限会社))

平成17年10月12日 (変 更 許 可)

燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、
コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず」、鉱さい 以上8種類の追加

平成17年10月12日 (積替え保管品目の追加 (「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の
新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器く
ず」 以上1種類の追加))

平成18年12月 1日 (商 号 変 更 (旧 : A B C 開発有限会社))

平成19年 7月25日 (更 新 許 可)

平成22年 3月 2日 (住 所 変 更 (旧 : 愛媛県東温市山之内甲1388番地1))

平成22年12月21日 (変 更 許 可 申 請 (ばいじん 以上1種類の追加))

平成24年 7月11日 (松山市の区域における積替え許可の有無の変更 (旧 : 無))

平成24年 7月30日 (更 新 許 可)

平成28年 6月 1日 (住 所 変 更 (旧 : 愛媛県松山市来住町530番地3))

平成29年10月12日 (更 新 許 可)

令和 2年 3月 2日 (積替え保管施設の一部変更)

令和 4年 8月25日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 (有) ・ 無

松山市 許可番号 8910017155

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)